

平成十年法律第百十七号

地球温暖化対策の推進に関する法律

目次

第一章 総則	地球温暖化対策計画（第八条・第九条）
第二章 地球温暖化対策推進本部（第十一条・第十八条）	政府実行計画、地方公共団体実行計画等（第十九条・第二十二条の十六）
第三章 地球温暖化対策推進事業（第十五条）	事業活動に伴う排出削減等（第二十三条・第三十六条）
第四章 株式会社脱炭素化支援機構による対象事業活動の支援等（第十六条）	政府実行計画、地方公共団体実行計画等（第十九条・第二十二条の十六）
第五章 第一節 総則（第三十六条の二十一・第三十六条の七）	株式会社脱炭素化支援機構による対象事業活動の支援等（第十六条）
第二節 設立（第三十六条の八・第三十六条の十二）	政府実行計画、地方公共団体実行計画等（第十九条・第二十二条の十六）
第三節 管理（第三十六条の十四・第三十六条の二十二）	事業（第三十六条の二十三・第三十六条の二十七）
第四節 業務（第三十六条の二十三・第三十六条の二十七）	国・援助等（第三十六条の二十八・第三十六条の二十九）
第五節 監督（第三十六条の三十四・第三十六条の三十六）	六条の三十七）
第六節 財務及び会計（第三十六条の三十一・第三十六条の三十三）	六条の三十九）
第七節 地球温暖化対策の普及啓発等（第三十七条）	六条の三十七）
第八章 森林等による吸収作用の保全等（第四十二条）	この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。
第九章 國際協力排出削減量の記録、管理等（第四十三条）	1 二酸化炭素 2 メタン 3 一酸化二窒素 4 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの 5 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの 6 六六ふつ化硫黄 7 三ふつ化窒素
第一節 國際協力排出削減量の記録等（第四十四条）	この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
第二節 指定実施機関（第五十七条の四）	この法律において「温室効果ガスの排出量」とは、この法律において「温室効果ガスの排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定めたことをいう。
第三節 主務省令への委任（第五十七条の十）	この法律において「温室効果ガスの排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定めたことをいう。
第四節 附則（第五十八条・第六十五条）	この法律において「温室効果ガスの排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定めたことをいう。
第十章 雜則（第五十八条・第六十五条）	
第十一章 罰則（第六十六条・第七十六条）	
附則	

第一条 (目的) この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすことならぬ水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に關し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。(定義)

第二条

この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴つて発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るために施策を行う。

第三条

この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

第四条

この法律において「温室効果ガスの排出量」とは、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

第五条

この法律において「温室効果ガスのうち政令で定めるもの」

第六条

この法律において「温室効果ガスのうち政令で定めるもの」

第七条

この法律において「温室効果ガスのうち政令で定めるもの」

第八条

この法律において「温室効果ガスのうち政令で定めるもの」

第九条

この法律において「温室効果ガスのうち政令で定めるもの」

第十条

この法律において「温室効果ガスのうち政令で定めるもの」

第十一条

この法律において「温室効果ガスのうち政令で定めるもの」

第十二条

この法律において「温室効果ガスのうち政令で定めるもの」

当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであつて、地域の自然的・社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的・社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であつて、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

第三条

この法律において「国が決定する貢献」とは、パリ協定第三条に規定する国が決定する貢献をいう。

この法律において「国際協力排出削減量」とは、パリ協定第六条1に規定する任意の協力として、日本国政府と日本国外の国（以下「相手国」という。）の政府との間の取決めに基づき、同条2の規定を踏まえ、第四十五条第一項に規定する排出削減等協力事業者が国際温室効果ガス排出削減等協力事業（当該取決めに係る相手国において行う温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業をいう。以下同じ。）を行うことにより削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量（第九章第一節において「削減等が行われた温室効果ガスの量」という。）であつて、主務大臣が、当該相手国の権限ある当局（国際協力排出削減量の增加の記録に関する事務の実施に関する権限を有する機関をいう。同節において同じ。）との同意により、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座に増加の記録をする数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

第二条

(a) において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。第三十六条の二において同じ。）の実現を旨として、国民並びに国、地方政府、公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

（国責務）

国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

（公團體）

国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に關係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。

（民間團體）

国は、自らの事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等のための方針公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団體等」という。）が温室効果ガスの排出の量の削減等に關して行う活動の促進を図るため、そのための施策及び活動に関する普及啓発を行うとともに、必要な資金の確保、技術的助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（民間團體）

国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する調査を実施するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

（民間團體）

国は、我が国の経済社会が国際的な密接な相互存関係の中で営まれることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かし

(宅地造成及び特定盛土等規制法の特例)
第二十二条の十 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて宅地造成等工事規制区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

二 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて特定盛土等規制区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の許可を受けなければならぬ行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

（河川法の特例）
第二十二条の十一 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十二条の二第二項第四号の整備のため河川法第二十三条の二の登録を受けなければならない行為を行ふ場合には、当該登録があつたものとみなす。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例）
第二十二条の十二 認定地域脱炭素化促進事業者（第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項の規定による申請又は第二十二条の四第一項及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五条の三第一項の認定を受けることを希望している者に限る）が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十二条の二第二項又は第十五条の三第一項の認定を受けることは第十五条の三第一項の認定を受けることを希望している者に限る）が認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて指定区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十九第一項の規定は、適用しない。

（環境影響評価法の特例）
第二十二条の十三 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行う第二十二条の二第二項第四号の整備（第二十二条の二第二項第七項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。）に当たつて行う事業は、必要に応じ、日常生活における利用等に伴つて温室効果ガスの排出がされる製品又は役務

（宅地造成及び特定盛土等規制法の特例）
第二十二条の十四 国及び都道府県は、市町村に對し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に關し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。（指導及び助言）

第二十二条の十五 計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。（報告の徵収）

第二十二条の十六 計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の実施状況について報告を求めることができる。（事業活動に伴う排出削減等）

第二十二条の十七 第五章 第二項 第二十三条 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の進歩その他事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。（日常生活における排出削減への寄与）

第二十四条 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用並びに資材及び原材料の調達、製造、輸入、販売又は提供、廃棄その他の取扱い（以下「利用等」という。）に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。（環境影響評価法の特例）

第二十二条の十八 認定地域脱炭素化促進事業者（第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十九第一項の規定は、適用しない。）

について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。（排出削減等指針）

第二十五条 主務大臣は、前二条の規定により事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十六条 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に關し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあっては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量（当該特定排出者が政令で定める事項）を算定排出量に關し、主務省令で定める事項）を

第二十七条 特定排出者は、前項の請求を行うときは、前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならぬ。（権利利益の保護に係る請求）

第二十八条 事業所管大臣は、第一項の請求を認めない場合は、その旨の決定をし、当該請求を行つた特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

第二十九条 事業所管大臣は、第一項の請求がある場合は、その旨の決定をし、当該請求を行つた特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

第三十条 事業所管大臣は、第一項の請求がある場合は、その旨の決定をし、当該請求を行つた特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

第三十一条 事業所管大臣は、第一項の請求がある場合は、その旨の決定をし、当該請求を行つた特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

第三十二条 事業所管大臣は、第一項の請求がある場合は、その旨の決定をし、当該請求を行つた特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

第三十三条 事業所管大臣は、第一項の請求がある場合は、その旨の決定をし、当該請求を行つた特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

第二十七条 特定排出者は、前条第一項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益（以下「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量をもつて次条第一項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる。

第二十八条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による請求を行つた特定排出者に対し、その理由を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

第二十九条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による請求を行つた特定排出者に対し、その理由を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

第三十条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による請求を行つた特定排出者に対し、その理由を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

第三十一条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による請求を行つた特定排出者に対し、その理由を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

第三十二条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による請求を行つた特定排出者に対し、その理由を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

第三十三条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による請求を行つた特定排出者に対し、その理由を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

第三十四条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による請求を行つた特定排出者に対し、その理由を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

第三十五条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による請求を行つた特定排出者に対し、その理由を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

第三十六条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による請求を行つた特定排出者に対し、その理由を通知するものとする。（権利利益の保護に係る請求）

三 前条第一項の請求があつた場合において、同条第四項の決定をしたときは、同項の規定による特定排出者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに、当該報告に係る事項を通知すること。

事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定により報告があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量を集計するものとする。

事業所管大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。ただし、当該集計結果が通知されることにより、前条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益が害されるおそれがあるときは、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて、これを主務省令で定めるところにより合計した量を通知するものとする。

(報告事項の公表等)

第二十九条 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の規定により通知された事項について、遅滞なく、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、電子計算機に備えられたファイルに記録するとともに、当該ファイルに記録された事項を公表するものとする。

環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第四項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所管大臣に対し、第二十七条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に関するものを確認した上で、前条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。

環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により集計した結果を公表するものとする。

告に添えて、第二十九条第一項及び第三項の規定により公表される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、電子計算機に備えられたファイルに記録するとともに、当該ファイルに記録された事項を公表するものとする。

(技術的助言等)

第三十三条 主務大臣は、温室効果ガス算定排出量の算定の適正な実施の確保又は自主的な温室効果ガスの排出の量の削減等の促進に資するため、特定排出者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係)

第三十四条 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十六条第一項(同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、同法第二十八条第一項(同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、同法第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、同法第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第七百七条第一項(同法第一百四十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、同法第一百九十七条第一項(同法第一百四十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、同法第一百四十五条第一項(同法第一百三十一一条第一項(同法第一百四十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)又は同法第一百四十五条第一項の規定による報告があったときは、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の

化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十五号第一項（同法第二百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第二百十九条第一項（同法第二百一十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」とするほか、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用に関する規定を除く。必要な技術的読替えは、政令で定める。

エネルギーへの転換等に関する法律第三十一条第二項に規定する認定事業者であつて同項第二号に規定する認定管理統括事業者のうち、特定排出者を含むもの、同法第二百七十七条第二項に規定する認定管理統括荷主であつて同項第二号に規定する管理関係荷主のうち、特定排出者を含むもの又は同法第二百三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者であつて同項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者のうち、特定排出者を含むものから、同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第二百三十六条第一項（同法第八十六号第三百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告があつたときは、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用については、当該報告のうち、当該管理関係事業者、当該管理関係荷主又は当該管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業所を管轄する大臣」とあるのは、同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十一条（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第八十六条第三項の規定による報告については、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭

和五十四年法律第四十九号) 第八十六条第三項に規定する主務大臣」と、同法第二百二十九条第一項(同法第二百二十三条规定の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号) 第百十九条第一項(同法第二百二十三条规定の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務大臣」と、同法第三十六条规定の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については、「国土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(二)酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供

一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に対し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供する(事業者の事業活動に関する計画等)

事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。)に関する計画を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、单独で又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するよう努めなければならない。

第六章 株式会社脱炭素化支援機構による対象事業活動の支援等

(機構の目的)

第三十六条の二 株式会社脱炭素化支援機構は、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。)及び当該事業活動を支援する事業活動(以下「対象事業活動」という。)に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素化を実現することを目的とする。

第三十五条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に対し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供する(株式、社債及び借入金の認可等)

第三十六条の三 株式会社脱炭素化支援機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有)

第三十六条の四 政府は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。)の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならぬ。

(株式、社債及び借入金の認可等)

第三十六条の五 機構は、会社法(平成十七年法律第八十六号) 第百九十九条第一項に規定する募集株式(第七十四条第一号において「募集株式」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第三十六条の三十六及び同号において「募集社債」という。)を引き受けける者の募集をし、株式交換若しくは株式発行し、又は資金を借り入れようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。

機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

第三十六条の六 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号)

第三十六条の七 機構は、その商号中に株式会社脱炭素化支援機構という文字を用いなければならない。

第三十六条の八 機構でない者は、その名称中に脱炭素化支援機構という文字を用いてはならない。

第一節 総則

(定款の記載又は記録事項)

第三十六条の九 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を環境大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十六条の十 環境大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、対象事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 環境大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び監査役の選任及び解任)

第三十六条の十一 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び監査役の選任及び解任

一 機構の設立に際して発行する株式(以下「設立時発行株式」という。)の数(機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一枚と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数(機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

四 会社法第二百七十七条第一項第一号に掲げる事項の完了により解散する旨

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第三十六条の二十三第三項各号に掲げる事項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第二百三十九条第一項ただし書の別段の定め

2 (設立の認可等)

第三十六条の九 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を環境大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十六条の十 環境大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、対象事業活動の推進に寄与することが確実であると認められるること。

2 環境大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第三十六条の十四 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職員にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(脱炭素化委員会の設置)

第三十六条の十五 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職員にあつた者は、その職務上知ことができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三十六条の十六 機構に、脱炭素化委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の権限)

第三十六条の十七 委員会は、次に掲げる決定を行ふ。

一 第三十六条の二十五第一項の対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定

定する設立時監査役の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二 機構でない者は、その名称中に脱炭素化支援機構という文字を用いてはならない。

第三十六条の十八 機構の定款には、会社法第二十条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

第三十六条の十九 機構でない者は、その名称中に脱炭素化支援機構という文字を用いてはならない。

第三十六条の二十 機構の定款には、会社法第二十条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

第三十六条の二十一 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び監査役の選任及び解任

二 第三十六条の二十七第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定	三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定
2 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。	2 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。
(委員会の組織)	(委員会の組織)
第三十六条の十八 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。	第三十六条の十八 委員会は、取締役である委員二人以上七人以内で組織する。
2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まれなければならない。	2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まれなければならない。
3 委員は、取締役会の決議により定める。	3 委員は、取締役会の決議により定める。
4 委員の選定及び解職の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	4 委員の選定及び解職の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。	5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。
6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。	6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
7 委員長は、委員会の会務を総理する。	7 委員長は、委員会の会務を総理する。
8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。	8 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者）が招集する。
第三十六条の十九 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者）が招集する。	第三十六条の十九 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者）が招集する。
2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現在に在籍する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。	2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現在に在籍する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。	3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。
4 前項の規定による決議について特別の利害關係を有する委員は、議決に加わることができない。	4 前項の規定による決議について特別の利害關係を有する委員は、議決に加わることができない。
5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。	5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。
6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるとときは、意見を述べなければならない。	6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるとときは、意見を述べなければならない。
7 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく	7 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく

8 委員会の議事については、環境省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。	8 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次条第二項第二号及び第四十七条第二項において同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、環境省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。
9 前項の議事録が電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次条第二項第二号及び第四十七条第二項において同じ。）をもつて作成されている場合における当該電子的記録に記録された事項については、環境省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。	9 前項の議事録が電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次条第二項第二号及び第四十七条第二項において同じ。）をもつて作成されている場合における当該電子的記録に記録された事項については、環境省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。
10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。	10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
(委員会の議事録)	(委員会の議事録)
第三十六条の二十 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。	第三十六条の二十 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。

11 前項の議事録が書面をもつて作成されるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。	11 前項の議事録が書面をもつて作成されるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。
12 株主は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。	12 株主は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。
13 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、當該書面の閲覧又は贈写の請求をすることができる。	13 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、當該書面の閲覧又は贈写の請求をすることができる。
14 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は贈写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるとときは、第二項又は前項の許可をすることができない。	14 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は贈写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるとときは、第二項又は前項の許可をすることができない。
15 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の一（第八百七十二条本款）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二（第八百七十三条本款）	15 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の一（第八百七十二条本款）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二（第八百七十三条本款）

二 対象事業者に対する資金の貸付け	三 対象事業者に対する資金の貸付け
三 第二項及び第三項の許可について準用する。	三 第二項及び第三項の許可について準用する。
四 取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。	四 取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
5 委員の登記	5 委員の登記
6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。	6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。
7 委員の氏名を登記しなければならない。	7 委員の氏名を登記しなければならない。
8 委員の氏名を登記しなければならない。	8 委員の氏名を登記しなければならない。
9 委員の氏名を登記しなければならない。	9 委員の氏名を登記しなければならない。
10 委員の氏名を登記しなければならない。	10 委員の氏名を登記しなければならない。
11 委員の氏名を登記しなければならない。	11 委員の氏名を登記しなければならない。
12 委員の氏名を登記しなければならない。	12 委員の氏名を登記しなければならない。
13 委員の氏名を登記しなければならない。	13 委員の氏名を登記しなければならない。
14 委員の氏名を登記しなければならない。	14 委員の氏名を登記しなければならない。
15 委員の氏名を登記しなければならない。	15 委員の氏名を登記しなければならない。
16 前各号に掲げる業務に附帯する業務及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百三十一条に規定する基金を達成するためには、必要な業務	16 前各号に掲げる業務に附帯する業務及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百三十一条に規定する基金を達成するためには、必要な業務

2 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営むうとするときは、あらかじめ、環境大臣の認可を受けなければならない。
(文部省令)

第三十六条の二十四

業活動の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。）の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

2 環境大臣は、前項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。
(支援決定)

第三十六条の二十五 機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その内容ととなる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならない。

2 機構は、対象事業活動支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた大臣は、当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対し意見を述べることができる。
(支援決定の撤回)

第三十六条の二十六 機構は、次に掲げる場合は、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

一 対象事業者が対象事業活動を行わないとき。

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

第三十六条の二十七 機構は、その保有する対象

事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。

2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和三十三年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、令和三十三年三月三十一日まででなければならない。

第五節 国の援助等

(国の援助等)

第三十六条の二十八 環境大臣及び国(行政機関の長)は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、環境大臣及び国(行政機関の長)は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六節 財務及び会計

(財政上の措置等)

第三十六条の二十九 国は、対象事業活動支援その他対象事業活動の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

第三十六条の三十一 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、環境大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。

(剰余金の配当等の決議)

ればならな

第三十六条 (政府保証) の財政援助法律第二十一条の議決の第三十六条の債務につる。 第七
（監督） 第三十六条の法律の定める環境大臣あると認め関し監督上(報告及び吟味) 第三十六条の執行するためらその業務に、機構のち入り、帳簿ことがでべき前項の規定の身分を示す提示しなければならない。 第一項の第一項の検査のためい。(財務大臣上) 第三十六条の第五第一項(一) し、株式交換し、又は発行し、又は限る)、第二十二条、第十六条の三条の三十条の三十六条の第三十六条の業度ごとの業務大臣に財務大臣にればならぬ。

٦٨

三十三　の制限に
四号) 第四号) 第
を経た金
条の五第
いて、保
三十四　ところに
は、この
るときは
必要な命
必要な命
査)
三十五　必要があ
に関し、
営業所、
簿、書類
る。
る。
との協議)
三十
募集社債
換若しく
は資金を
規定によ
に認めら
い。

法人に対する環境大臣が法律（昭和三十二年五月二十一日法律第二百四十九号）の規定による査定にかかる内において、債務又は借入金をするにあつては、機構評価を受ける者から受け取る額の支拂いに際し、付に際しては、他の事務官の関係人による査定と解して、物件を検査する職員の権限を有する。

(機構)

第三十六 第三十七 第三十八 第三十九 第四十 第四十一 第四十二 第四十三 第四十四 第四十五 第四十六 第四十七 第四十八 第四十九 第五十 第五十一 第五十二 第五十三 第五十四 第五十五 第五十六 第五十七 第五十八 第五十九 第六十 第六十一 第六十二 第六十三 第六十四 第六十五 第六十六 第六十七 第六十八 第六十九 第七十 第七十一 第七十二 第七十三 第七十四 第七十五 第七十六 第七十七 第七十八 第七十九 第八十 第八十一 第八十二 第八十三 第八十四 第八十五 第八十六 第八十七 第八十八 第八十九 第九十 第九十一 第九十二 第九十三 第九十四 第九十五 第九十六 第九十七 第九十八 第九十九 第一百 第一百零一 第一百零二 第一百零三 第一百零四 第一百零五 第一百零六 第一百零七 第一百零八 第一百零九 第一百一十 第一百一十一 第一百一十二 第一百一十三 第一百一十四 第一百一十五 第一百一十六 第一百一十七 第一百一十八 第一百一十九 第一百二十 第一百二十一 第一百二十二 第一百二十三 第一百二十四 第一百二十五 第一百二十六 第一百二十七 第一百二十八 第一百二十九 第一百三十 第一百三十一 第一百三十二 第一百三十三 第一百三十四 第一百三十五 第一百三十六 第一百三十七 第一百三十八 第一百三十九 第一百四十 第一百四十一 第一百四十二 第一百四十三 第一百四十四 第一百四十五 第一百四十六 第一百四十七 第一百四十八 第一百四十九 第一百五十 第一百五十

の解散

、地域の地球温暖化等の決議項各号に規定する普及啓発活動及び助成金の交付による一般財政の運営に寄与する他の協定を締結する旨が規定される。この他の協定は、この他の協定を締結する旨が規定される。この他の協定を締結する旨が規定される。

の合併、
の決議は
この効力を
対策の普
（進員）
事及び指
といふ。
及び地球
地球温暖
に熱意と
化防止活
行い、當
こと。
進を図る
めに応じ
出の量の
こと。
の量の削
行う施策
動推進セ
等は、地
こと等に
の促進を
しくは一
法（平成
非営利活
を適正か
るものと
都市等に
防止活動

十六条の定都市等を生じない、環境大、分割、事により解
、それぞれ、その申、つ確実に、活動法人で、球温暖化、十年法律、般財團法、図ること、次に掲げ、
、削減等のための活動、該調査に、日常生活、暖化対策、
、認識見を有、動推進員、地元首及啓発等、
、次に掲げ、(ンター)、(ンタ)

1

（以下「地域センター」という。）として指定する。

一 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るために、日常活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

六 前各号の事業に附帯する事業

一 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

二 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第一号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

三 第二項の指定の手続その他地域センターに関する事項は、環境省令で定める。

（全国地球温暖化防止活動推進センター）

る普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。

全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るために活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。
- 四 日常生活における利用等に伴つて温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- 五 地域センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行ない、並びに地域センターに対する指導その他の援助を行うこと。
- 六 前各号の事業に附帯する事業

球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量

2 前項の協議を行うための会議において協議がなされた事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関する必要な事項は、地域協議会が定める。

(環境大臣による地球温暖化防止活動の促進)

第四十一条 環境大臣は、全国センター、地方公団等の団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に資する生活様式等の改善その他の地球温暖化対策の推進そのための活動の促進に努めるものとする。

第八章 森林等による吸収の保全等

第四十二条 政府及び地方公共団体は、地球温暖化対策計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)第十二条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

第九章 國際協力排出削減量の記録、管理等

第一節 國際協力排出削減量の記録等

(国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施)

第四十三条 国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、認定検証機関(次条第三項に規定する認定検証機関をいう。)の提出するものとする。

2 国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、事業設計書の内容が妥当であることについて、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、認定検証機関(次条第三項に規定する認定検証機関をいう。)の確認を受けなければならない。

3 第一項の規定により提出する書類には、認定検証機関が前項の規定により行った確認の結果を記載した報告書を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により提出された書類の内容を確認するとともに、当該国際温室

5 結果、効果ガス排出削減等協力事業の実施について、当該相手国の権限ある当局と協議するものとする。

（認定検証機関）

第四十四条 主務大臣は、前項の規定による協議の結果、当該相手国の権限ある当局の同意があつた場合は、速やかに、その旨を当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者に通知するものとする。

（認定検証機関）

第四十五条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として、主務省令で定める要件に該当するものを、その申請により、当該業務を行う者として認定するものとする。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定検証機関」とする。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 事業設計書の内容の妥当性の確認

二 削減等が行われた温室効果ガスの量の検証

三 前二号の業務に附帯する業務

3 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定検証機関が第一項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（削減等が行われた温室効果ガスの量の検証及び記録）

第四十五条 第四十三条第五項の規定による通知を受けた者（以下「排出削減等協力事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座に、その実施した国際温室内効果ガス排出削減等協力事業による国際協力排出削減量の増加の記録をすることについての申請書を主務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 第四十七条第一項の規定により国際協力排出削減量口座簿に開設された口座のうち、国際協力排出削減量の增加の記録をしようとする口座

二 前号に掲げる口座が法人等保有口座である場合にあっては、第四十九条第一項に規定する法人等保有口座名義人の名称

三 増加の記録に係る国際協力排出削減量の
数量

四 その他主務省令で定める事項
3 排出削減等協力事業者は、第一項の申請書に
係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業によ
り削減等が行われた温室効果ガスの量について、
主務省令で定めるところにより、あらかじ
め、認定検証機関の検証を受けなければなら
い。

4 第一項の規定により提出する申請書には、認
定検証機関が前項の規定により行った検証の結
果を記載した報告書を添付しなければなら
い。

5 主務大臣は、第一項の規定により提出された
申請書の内容を踏まえ、該当相手国の権限ある
当局と協議して、その同意があつた場合は、第
二項第一号に掲げる口座に国際協力排出削減量
の増加の記録をすることができる。

6 主務大臣は、前項の規定により国際協力排出
削減量の增加の記録をしたときは、その旨を第
一項の申請書を提出した場合に、該当の記録を
(円滑な実施のための措置)

第四十六条 主務大臣は、第四十三条第四項及び
第五項、第四十四条第一項及び第三項並びに前
条第五項及び第六項に規定する主務大臣の事務
その他の国際温室効果ガス排出削減等協力事業の
実施に係る事務の円滑な実施に資するよう、関
係行政機関の長と相互に連携を図りながら協力
し、相手国の権限ある当局と連携を図りつつ、
当該事務の実施に関し必要な調整その他の措置
を講ずるものとする。

第二節 国際協力排出削減量の管理
(国際協力排出削減量口座簿の作成等)
第四十七条 主務大臣は、国際協力排出削減量口
座簿を作成し、国際協力排出削減量の取得、保
有及び移転(以下「国際協力排出削減量の管
理」という)を行うため、次に掲げる口座を開
設するものとする。

1 政府保有口座
2 法人等保有口座
3 国際協力排出削減量口座簿は、その全部を電
磁的記録をもつて調製するものとする。

4 国際協力排出削減量の帰属は、この規定によ
る国際協力排出削減量口座簿の記
録により定まるものとする。

(法人等保有口座の記録事項)

第四十九条 法人等保有口座は、当該法人等保有
口座の名義人(当該法人等保有口座の開設を受
けた者をいう。以下「法人等保有口座名義人」)
といふ。

2 法人等保有口座には、次に掲げる事項を記録
する。

1 口座番号

2 法人等保有口座名義人の名称、代表者の氏
名及び本店等(本店又は主たる事務所をい
う。次条第三項及び第五十一条第一項におい
て同じ。)の所在地(排出削減等協力事業者
である個人にあっては、氏名及び国際温室効
果ガス排出削減等協力事業に係る事務所の所
在地。次条第三項及び第五十一条第一項にお
いて同じ。)その他主務省令で定める事項

3 保有する国際協力排出削減量の数量及び識
別番号(国際協力排出削減量を一単位ごとに
識別するために主務大臣により付された文字
及び数字をいう。第五十二条第三項第一号に
おいて同じ。)

4 前号の国際協力排出削減量の全部又は一部
が信託財産であるときは、その旨

5 その他政令で定める事項

(法人等保有口座の開設)

第五十条 国際協力排出削減量の管理を行おうと
する者(個人にあっては、排出削減等協力事業
者である者に限る。次項において同じ。)は、
国際協力排出削減量口座簿に、主務大臣による
法人事務の開設を受けなければなら
い。

2 法人等保有口座は、一の国際協力排出削減量
の管理を行おうとする者につき一に限り開設を
受けることができるものとする。

3 第一項の規定による法人等保有口座の開設を
受けようとする者は、その名称、代表者の氏名
及び本店等の所在地その他の主務省令で定める事
項を記載した申請書を主務大臣に提出しなけれ
ばならない。

4 前項の申請書には、定款、登記事項証明書そ
の他の主務省令で定める書類を添付しなければ
ならない。

5 主務大臣は、第三項の規定による申請があつ
た場合には、当該申請書又はその添付書類のう
ちに重要な事項について虚偽の記載があるとき
を除き、遅滞なく、法人等保有口座を開設しな
ければならない。

6 国際協力排出削減量の帰属は、この規定によ
る国際協力排出削減量口座簿の記
録により定まるものとする。

6 主務大臣は、前項の規定により法人等保有口
座を開設したときは、遅滞なく、当該法人等保有
口座において国際協力排出削減量の管理を行
うために必要な事項をその法人等保有口座名義
人に通知しなければならない。

7 (変更の届出)
主務大臣は、前項の規定による記録
条第三項の主務省令で定める事項に変更があつ
たときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け
出なければならない。

8 前項の規定による届出があつた場合には、主
務大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するもの
とする。

9 前条第六項の規定は、前項の規定による記録
の変更について準用する。

(振替手続)

第五十二条 国際協力排出削減量の取得及び移転
(以下「振替」という。)は、この条に定めると
ころにより、主務大臣が、国際協力排出削減量
口座簿において、当該国際協力排出削減量につ
いての減少又は増加の記録をすることにより行
うものとする。

2 国際協力排出削減量の振替の申請は、振替に
よりその口座において減少の記録がされる法人
等保有口座名義人が、主務大臣に対して電磁的
方法(電子情報処理組織を使用する方法その他
の情報通信の技術を利用して)、主
務省令で定めるものをいう。により行うもの
とする。

3 前項の申請をする法人等保有口座名義人は、
当該申請において、次に掲げる事項を示さな
ればならない。

1 当該振替において減少又は増加の記録がさ
れるべき国際協力排出削減量の数量及び識別
番号、

2 当該振替により増加の記録がされるべき
口座

3 当該振替の目的が次のいずれに該当するか
の別

イ 無効化(主務大臣が、我が国の國が決定
する貢献のための利用を目的として、当該
国際協力排出削減量を移転できない状態に
することをいう。第五十七条の三第一項に
おいて同じ。)

ロ 取消し(主務大臣が、イに掲げる目的以
外の目的により、当該国際協力排出削減量
を移転できない状態にすることをいう。)

4 前項の申請書には、定款、登記事項証明書そ
の他の主務省令で定める書類を添付しなければ
ならない。

5 主務大臣は、第三項の規定による申請があつ
た場合には、当該申請書又はその添付書類のう
ちに重要な事項について虚偽の記載があるとき
を除き、遅滞なく、法人等保有口座を開設しな
ければならない。

6 国際協力排出削減量の帰属は、この規定によ
る国際協力排出削減量口座簿の記
録により定まるものとする。

7 (別)
イ 無効化(主務大臣が、我が国の國が決定
する貢献のための利用を目的として、当該
国際協力排出削減量を移転できない状態に
することをいう。第五十七条の三第一項に
おいて同じ。)

ロ 取消し(主務大臣が、イに掲げる目的以
外の目的により、当該国際協力排出削減量
を移転できない状態にすることをいう。)

3 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

3 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

ハ イ及びロに掲げる目的以外の目的
を除き、遅滞なく、当該法人等保有口
座において国際協力排出削減量の管理を行
うために必要な事項をその法人等保有口
座名義人に通知しなければならない。

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

3 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

3 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

3 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

3 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

3 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

3 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

3 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

3 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

3 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

3 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

3 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

3 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

4 第二項の申請があつた場合には、主務省令で
定める場合を除き、主務大臣は、遅滞なく、次
に掲げる措置をとらなければならない。

1 第二項の申請を行つた者の法人等保有口
座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

2 前項第二号の口座の同項第一号の国際協力
排出削減量についての増加の記録
の前項第一号の国際協力排出削減量について
の減少の記録

及び当該国際協力排出削減量に係る相手国の承認を受けたものでなければならない。

2 前項に規定する国際協力排出削減量の我が国の国が決定する貢献のための利用については、国際協力協定第六条²に規定する計算方法が適用されなければならない。

第三節 指定実施機関

(指定実施機関の指定)

第五十七条の四 主務大臣は、その指定する者(以下「指定実施機関」という。)に、前二節の規定による主務大臣の事務(以下「国際協力排出削減量関係事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定実施機関の指定は、全国に一を限り、国際協力排出削減量関係事務を行おうとする者の申請により行う。主務大臣は、第一項の規定により指定実施機関を行わせることができる。

3 指定実施機関は、主務省令で定めるところに、国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を行わせるときは、その適正かつ確実な実施が確保されないおそれがある、特に必要があると認めるときを除き、当該国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を行わないものとする。

4 指定実施機関は、主務省令で定めるところに、国際協力排出削減量関係事務の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。(指定の基準)

第五十七条の五 主務大臣は、前条第二項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、国際協力排出削減量関係事務の実施の方法その他の事項についての国際協力排出削減量関係事務の実施に関する計画が国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施力排出削減量関係事務の適正かあること。

二 その申請に係る指定実施機関となろうとする者が前号の国際協力排出削減量関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

三 国際協力排出削減量関係事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて国際協力排出削減量関係事務が不公平になるおそれがないこと。

四 前三号に掲げるもののほか、国際協力排出削減量関係事務を適正かつ確実に行うに足りず、前二節に掲げるものの中から、国際協力排出削減量関係事務を行つてはならないこと。

るものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 主務大臣は、前条第一項の規定による申請を行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

2 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

3 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第五十七条の十六第一項又は第二項の規定により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第五十七条の六 主務大臣は、第五十七条の四第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定実施機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。(役員の選任及び解任)

第五十七条の七 国際協力排出削減量関係事務に從事する指定実施機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 主務大臣は、第一項の規定により認可をした事務規程が国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定実施機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第五十七条の八 指定実施機関の役員及び職員(第五十七条の四第四項の規定により委託を受けるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(第五十七条の四第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅なく)主務大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出しなければならない。

けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)及びその職員その他の当該委託を受けた事務に従事する者を含む。次項において同じ。並びにこれらの者であつた者は、国際協力排出削減量関係事務に関して知ることができる秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 国際協力排出削減量関係事務に従事する指定実施機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について実施機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。(事務規程)

第五十七条の九 指定実施機関は、主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務の実施に関する規程(以下この条及び第五十七条の十六第二項第四号において「事務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。事務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならぬ。

一 国際協力排出削減量関係事務の範囲に関する事項

二 国際協力排出削減量関係事務の実施の方針に関する事項

三 国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関する事項

四 その他国際協力排出削減量関係事務に関する必要な事項として主務省令で定める事項

指定実施機関は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務規程を公表しなければならない。

2 指定実施機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。(役員の選任及び解任)

2 指定実施機関は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務規程を公表しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により認可をした事務規程が国際協力排出削減量関係事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定実施機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第五十七条の十 指定実施機関は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(第五十七条の四第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅なく)主務大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第五十七条の十一 指定実施機関は、国際協力排出削減量関係事務以外の業務を行つてはならない。主務大臣は、前条第一項の規定による申請を行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定実施機関に對して、その指定を取り消し、又は期間を定めて国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

(帳簿の備付け等)

第五十七条の十二 指定実施機関は、主務省令で定めるところにより、国際協力排出削減量関係事務の適正な実施を確保するため必要事務に関する事項で主務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。(監督命令)

第五十七条の十三 主務大臣は、国際協力排出削減量関係事務の適正な実施を確保するため必要事務に関する事項で主務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十七条の十四 主務大臣は、国際協力排出削減量関係事務の適正な実施を確保するため必要事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならないと認めるときは、指定実施機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又はその職員に、指定実施機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十六条の三十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(事務の休廃止)

第五十七条の十五 指定実施機関は、主務大臣の許可を受けなければ、国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十七条の十六 主務大臣は、指定実施機関が第五十七条の五第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、当該指定実施機関の指定を取り消さなければならぬ。

2 主務大臣は、指定実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定実施機関に對して、その指定を取り消し、又は期間を定めて国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 第五十七条の五第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二 第五十七条の六第二項、第五十七条の十、第五十七条の十二又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第五十七条の七第二項、第五十七条の九第四項又は第五十七条の十三の規定による命令に違反したとき。

四 第五十七条の九第一項の規定により認可を受けた事務規程によらないで国際協力排出削減量関係事務を行つたとき。

五 不正な手段により第五十七条の四第一項の規定による指定を受けたとき。

六 第五十七条の四第一項の規定により国際協力排出削減量関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。(指定を取り消した場合における経過措置)

第七章 雑則
第十五条の十九 この章に定めるもののほか、

国際協力排出削減量口座簿における口座の開設並びに国際協力排出削減量の増加の記録及び国際協力排出削減量の管理その他この章の規定の施行に関する必要な事項は、パリ協定及び同協定以外の気候変動への対応に関する我が国が締結した国際約束の内容並びに同協定第十六条に規定する締約国会議の決定に適合するよう、主務省令で定める。

第二章 第十章 雜則
第十六条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第五十条第三項の法人等保有口座の開設の申請をする者
二 第五十二条第二項の振替の申請をする者
三 第五十七条の二の書面の交付を請求する者(経過措置)

第六十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合は、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(主務大臣等)
第六十四条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一 国際協力排出削減量の増加の記録及び指定実施機関に係る事項 環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣
二 国際協力排出削減量の管理に係る事項 環境大臣及び経済産業大臣

この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とす。ただし、前章における主務省令は、前項各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

三 第二十二条の二第四項第四号(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。)及び第十一項第三号(第二十二条の三第五項、第二十二条の四第二項及び第二十二条の五第九項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)

四 第二十二条の二第四項第九号(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合並びに第二十二条の五第四項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

は、この法律による環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び主務大臣の権限は、環境大臣の権限にあっては環境省令で定めるところにより、農林水産大臣の権限にあっては農林水産省

令で定めるところにより、国土交通大臣の権限にあっては国土交通省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあっては主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。

五 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

六 第一项若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における国際協力排出削減量の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

七 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、温室内効果ガスの排出の量の削減等に資する施策の実施に關し、地球温暖化対策の推進について必要な協力を求めることができることとする。

八 第二十二条の二第四項第十号(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合並びに第二十二条の五第四項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により都道府県又

は指定都市が処理することとされている事務

は、この法律による環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び主務大臣の権限は、環境大臣の権限にあっては環境省令で定めるところにより、農林水産大臣の権限にあっては農林水産省

(第二十六条、第二十七条及び第二十九条に係る部分に限る。)並びに第十一条及び第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定は、平成十九年度以降に行う同項に規定する報告について適用する。

附 則 (平成一七年八月一〇日法律第九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、この法律の公布の日又は地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十一号)の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五七号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一年を超える範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第四七号) 抄

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一三日法律第六七号) 抄

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

2

(政令への委任)

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

3

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

4

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

5

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

6

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

7

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

8

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

9

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

10

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

11

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

12

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

13

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

14

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

15

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

16

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

17

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

18

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

19

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

20

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

21

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

22

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

23

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

24

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

25

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

26

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

27

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

28

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

29

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

30

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

31

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

32

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

33

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

34

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

35

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

36

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

37

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

38

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

39

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

40

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

41

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

42

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

43

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

44

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

45

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

46

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

47

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

48

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

49

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

50

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

51

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

52

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

53

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

54

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

55

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

56

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

57

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

58

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

59

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

60

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

61

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

62

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

63

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

64

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

65

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

66

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

67

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

68

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

69

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

70

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

71

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

72

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

73

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

74

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

75

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

76

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

77

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

78

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

79

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

80

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

81

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

82

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

83

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

84

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

85

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

86

(政令への委任)

この法律は、公布の日から施行する。

